⑹　本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑻　建設工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定を受けている者であること。また、特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体のうちいずれか１社が、関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が下記の施工実績を有すること。

ア）土留め工による掘削深度14m以上の開削工法で、内空幅20m以上の鉄筋コンクリート構造物を施工した工事

イ）航空機離着陸回数10万回／年以上※１の供用中の空港において、「空港土木施設」※２を施工した工事

※１航空機離着陸回数10万回／年以上とは、工事実績のある当該年の年間離着陸回数とする。但し、令和２年以降の工事実績においては、令和元年の航空機離着陸回数とする。

※２空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

ア）開削工法による鉄筋コンクリート構造物を施工した工事

イ）「空港土木施設」※に係る工事を供用中の空港で施工した工事

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。

なお、①及び②において、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できる者であること。なお、建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１項第１号又は第２号の規定による育児休業及び介護休業（以下、「産前・産後休業等」という。）を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

ア）土留め工による開削工法により鉄筋コンクリート構造物を施工した工事

イ）「空港土木施設」※に係る工事を供用中の空港で施工した工事

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。ただし、主任（監理）技術者一人で全ての施工経験を満たさない場合、当該主任（監理）技術者以外の主任技術者の施工経験をもって全ての施工経験を満たすものとみなす。なお、当該主任（監理）技術者以外の主任技術者は、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者の主任技術者とし、当該工種の施工期間のみ専任を要するものとする。また、同種工事の施工経験については、各施工経験１件に対して複数名の申請は認めないものとする。